## 協議会だより

## 入れ・開所をめぐって夏季休業中のみの受け

「夏季休業中のみ開所する学童保育 (放課後児童クラブ)」について の報道がつづいています (この間の 流れがわかるものとして以下にあげ

- 「『夏休みだけ開所』に補助検討 「『夏休みだけ開所』に補助検討
- □○二四年四月付)□○二四日付)□○二四日付)□○二四日付)□○二四日付)□○二回日付)□○二日付)□○三日付□○三日付<l

一○月一日時点での実施状況もは 一○月一日時点での実施状況もは 五万八○○○人(速報値)が年度の 途中で退所していることがわかりま

この結果を、「年度前半に利用この結果を、「年度前半や夏季休業中のみの放課後児童クラブの開所支援のあり方を検討する」としています。

究」を行っている段階です(本誌整する」「補助金を検討する」と紹 がされていましたが、こども家庭庁 では、「令和六年度子ども・子育て では、「令和六年度子ども・子育て では、「令和六年度子ども・子育て では、「令和六年度子ども・子育て では、「令和六年度子ども・子育て をして「小学校の長期休業中におけ るこどもの居場所に関する調査研 のこどもの居場所に関する調査研 を記述する。

二〇二四年六月号「協議会だより」

から、指導員による「生活の連続性

をとおした「生活の場」であること

もごらんください)。

\*

中途退所の問題については本来、中途退所の問題については本来、学童保育を必要とする子どもが通いつづけられずに年度の途中で退所している実態を改善するための課題が含まれていることへの気づきと、保育の質を向上させるための方策が必要です。

です。 と両輪で行われるべき です。

こども家庭庁が実施状況を複数回ことも家庭庁が実施状況を複数回ろ方向性が、一時的な期間の対応のみを検討するものとなっていることは、学童保育本来のあり方から見て、は、学童保育本来のあります。

を意識した関わり」が求められます。
を意識した関わり」が求められます。
を意識した関わり」が求められます。
を意識した関わり」が求められます。

また、年度はじめは、子どもたちが新しい生活に緊張して疲れることもあるので、自由にのんびり過ごせもあるので、自由にのんびり過ごせを体める時間を設けている学童保体を休める時間を設けている学童保

思いを抱きます。
思いを抱きます。

指導員は、そうした子どもたちの健康状態、緊張や疲れ、感情の動きなども念頭におきながら、在籍している子どもたち全体が、新たな仲間いる子どもたち全体が、新たな仲間いる子どもたち全体が、

児童クラブ)」については、学童保業中のみ開所する学童保育(放課後このたび検討されている「夏季休

育本来のあり方、現場の実態が、議 論に反映されていない印象を受けま

案されました。

業中のみの受け入れを行っている学 みの入所を希望する声はありまし た。また実際に「定員の範囲内で」 況にあわせて、学校の長期休業中の **童保育もあります**。 などの条件を設けるなどして長期休 以前から、保護者の就労などの状

規定を設ける自治体が年々増えてい

その影響もあって「保育の質」の

てきました。これは、こども家庭庁 の単位当たり年額)」を予算計上し る開所日数×一七〇〇〇円 (一支援 中に「支援の単位」を新たに設けて 国学童保育連絡協議会では、予算の 発足以降も継続しています(なお全 運営する等の場合、「要件に該当す 期休暇支援加算」 として、 長期休暇 執行状況を把握できていません)。 厚生労働省は二〇一七年度から「長

加えること」が一部の自治体から提

たことにより、国の基準とは異なる 設備及び運営の基準」が参酌化され 国の「放課後児童健全育成事業の れました。

するための気候変動適応法及び独 年四月に「熱中症対策を一層強化 立行政法人環境再生保全機構法の 部を改正する法律」が成立しま

備えて、一段上の「熱中症特別警戒 深刻な健康被害が発生し得る場合に 律に位置づけられるとともに、より ト」が「熱中症警戒情報」として法 これにより、「熱中症警戒アラー

ないか」という懸念があります。 をさらに引き下げることにつながら うとすることのみが優先され、基準 の枠組みのなかで補助金を受け取ろ せると、「放課後児童健全育成事業 られない現状があることを考えあわ 導員不足」で十分な職員体制が整え 地域格差が広がっていること、「指

今後の動向を注視するとともに、

について ト」の運用とその影響 熱中症特別警戒アラー

ども・子育て支援交付金』の対象に

熱中症対策について、こども家庭

(年間開所日数二〇〇未満) も『子

定して運営する放課後児童クラブ 議論のなかで、「長期休暇期間に限

二〇二三三年六月には、地方分権の

検証することが必要です。

で考えられていないか、あらためて 子どもたちの生活が大人の都合優先

> 庁成育局安全対策課をはじめ、複 (二〇二四年七月五日付)が発出さ 度における熱中症対策について\_ 数の省庁から事務連絡「令和六年

があることをふまえて、二〇二三 よる被害がさらに増加するおそれ 気候変動の影響により、熱中症に

情報」が創設され、二〇二四年四月 一四日から運用が開始されていま

向けに、「熱中症特別警戒アラート

ある市では、小・中学校の保護者

理者には、全ての方が熱中症対策を は、「学校や会社、イベント等の管 症特別警戒アラート」の発表時に このたびの事務連絡では、「熱中

います。 モートワークへの切り替え等の判 ていない場合には、運動、外出、イ 徹底できているか確認し、徹底でき 断をお願いする予定」と述べられて ベント等の中止、延期、変更や、リ

備のない教室での授業などの対応を 検討するように」と記されていまし 体育や部活動、校外学習、冷房設 文部科学省のホームページには

保育も休所することを検討している 目治体もあるようです。 校を休校し、それにともなって学童 戒アラート」が発表された際には学 そうしたなかで、「熱中症特別警

が発表された日の翌日の授業は中止 表があり、対応をめぐって混乱が起 (終日)」 「学童保育も休所」との発

家庭庁に対応を確認中です。 て情報収集を行うとともに、こども 全国連協では、各地の動きについ